



県 章

滋賀県公報

平成 16 年 (2004 年)
12 月 24 日
第 2429 号
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次 (印は、県例規集に登載するもの)

訓 令	
行政経営改革室設置規程の一部改正 (行政経営改革室)	1167
告 示	
青少年に有害な図書等の指定 (青少年室)	1168
青少年に有害な興行の指定 (青少年室)	1168
滋賀県民政策コメント要綱の一部改正 (行政経営改革室)	1169
滋賀県消防施設等整備費補助金交付要綱の一部改正 (総合防災課)	1169
滋賀県森林保全巡視指導員設置規程の一部改正 (森林保全課)	1169
生活保護法による医療担当機関の指定 (健康福祉政策課)	1170
生活保護法による医療担当機関の廃止の届出 (健康福祉政策課)	1170
生活保護法による医療担当機関の開設者氏名変更の届出 (健康福祉政策課)	1171
生活保護法による居宅介護担当機関の指定 (健康福祉政策課)	1171
生活保護法による居宅介護担当機関の名称変更の届出 (健康福祉政策課)	1172
生活保護法による居宅介護担当機関の廃止の届出 (健康福祉政策課)	1173
生活保護法による居宅介護支援計画の作成担当機関の指定 (健康福祉政策課)	1174
生活保護法による居宅介護支援計画の作成担当機関の名称変更の届出 (健康福祉政策課)	1175
生活保護法による居宅介護支援計画の作成担当機関の廃止の届出 (健康福祉政策課)	1175
生活保護法による施設介護担当機関の指定 (健康福祉政策課)	1176
生活保護法による施設介護担当機関の名称変更の届出 (健康福祉政策課)	1176
生活保護法による施設介護担当機関の廃止の届出 (健康福祉政策課)	1176
道路区域の変更 (道路課)	1176
道路の供用開始 (道路課)	1177
入札参加者に必要な資格等 ((仮称) 滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター開設準備室)	1177
公 告	
大規模小売店舗の新設の届出の公告 (中小企業振興課)	1178
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (住宅課)	1179
一般競争入札の公告 ((仮称) 滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター開設準備室)	1179
地 域 振 興 局 公 告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (湖北)	1180

訓 令

滋賀県訓令第 29 号

行政経営改革室設置規程 (平成 16 年 滋賀県訓令第 9 号) の一部を次のように改正する。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県知事 國 松 善 次

第 1 条中「市町村合併」を「市町合併」に改める。

付 則

この訓令は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

告 示

滋賀県告示 第 741 号

滋賀県青少年の健全育成に関する条例 (昭和 52 年 滋賀県条例 第 40 号) 第 11 条 第 1 項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のとおり指定した。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県知事 國 松 善 次

図書

指定番号	種 類	名 称	発 行 所 等	理 由
44	月 刊 誌	マガジン・ウォー 1 月号 JAN. 2005	マガジン・マガジン	著しく青少年の性的感情を刺激し、または粗暴性、残虐性を助長するなど、その健全な育成を阻害するおそれがある。
45	"	コミック まあるまん 2005 1 月号	ぶ ん か 社	
46	"	海賊 ナンバーワン 2005. JAN 1 月号	竹 書 房	
47	"	ビデオボーイ 2005 1	英 知 出 版	
48	"	COMIC 快樂天 2005. JAN. 1	ワニマガジン社	
49	"	漫画ダイナマイト 1 月号	辰 巳 出 版	
50	"	漫画ローレンス 新年 1 月号	綜 合 図 書	
51	"	レディースコミック 微熱 1 2005. JAN.	セ ブ ン 新 社	

は、コミック誌 (本) を表す。

ビデオテープ

指定番号	種 類	名 称	発 行 所 等	理 由
36	ビデオテープ	女子高生のばんすじに 僕はもう・・・	TOKYOパリスVIDEO	著しく青少年の性的感情を刺激し、または粗暴性、残虐性を助長するなど、その健全な育成を阻害するおそれがある。
37	"	禁欲男子濃厚精液 精子大量放出 制服美少女	B E A N	
38	"	女子校生保健体育実習	トータル・メディア・エージェンシー	
39	"	女子校生レズ学園	ヒ ビ ノ	
40	"	乱交バスツアー 全裸のリレー大会【後編】	乱 交 ボ ン バ ー	
41	D V D	辱め素人 2	隼エージェンシー	
42	"	文化部代表 7 ~乙女の純情~	イ マ ー ジ ュ	

滋賀県告示 第 742 号

滋賀県青少年の健全育成に関する条例 (昭和 52 年 滋賀県条例 第 40 号) 第 12 条 第 1 項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のとおり指定した。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県知事 國 松 善 次

指定番号	種 類	題 名	製 作 所 等	理 由
93	映 画	ラブホテル 朝まで生だし	オ ー ピ ー 映 画	著しく青少年の性的感情を刺激し、または粗暴性、残虐性を助長するなど、その健全な育成を阻害するおそれがある。
94	"	マダムレズ 擦(こす)りあう快感	新 日 本 映 像	
95	"	和風旅館のロシア女将 女体盛り	"	
96	"	肌の隙間	新 東 宝 映 画	
97	"	女探偵 おねだり七変化	オ ー ピ ー 映 画	
98	"	ソープっ娘 ぬるりん玉遊び	大 蔵 映 画	
99	"	痴漢 入れ喰い車内	"	
100	"	好きなおばさん 疼いてしょうがない	新 日 本 映 像	
101	"	ストリッパー ~愛欲の日々~	オ ー ピ ー 映 画	
102	"	オーガズムレポート 痴女 SEX 相談室	新 東 宝 映 画	
103	"	異常性欲レポート 激ナマ SEX 研究所	"	
104	"	欲情喪服妻 うずく	オ ー ピ ー 映 画	
105	"	桃色ガードマン カラダ張ります!	新 東 宝 映 画	
106	"	ドリーマーズ	日本ヘレルド映画	
107	"	わいせつ医院 スペシャルな治療	新 東 宝 映 画	
108	"	欲情アパート 毎晩抱いて	"	

滋賀県告示第 743 号

滋賀県民政策コメント制度に関する要綱 (平成 12 年 滋賀県告示 第 236 号) の一部を次のように改正する。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県知事 國 松 善 次

第 5 条 第 2 項 第 1 号中「市町村」を「市町」に改める。

付 則

この告示は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

滋賀県告示第 744 号

滋賀県消防施設等整備費補助金交付要綱 (昭和 48 年 滋賀県告示 第 274 号) の一部を次のように改正する。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県知事 國 松 善 次

第 1 条中「市町村」を「市町」に改める。

別記様式第 2 号中「市町村長名」を「市町長名」に改める。

付 則

この告示は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

滋賀県告示第 745 号

滋賀県森林保全巡視指導員設置規程 (昭和 48 年 滋賀県告示 第 195 号) の一部を次のように改正する。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県知事 國 松 善 次

第 1 条中「市町村」を「市町」に改める。

付 則

この告示は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

滋賀県告示第 746 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 49 条の規定に基づき、医療扶助のための医療担当機関として、次のものを指定した。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県知事 國 松 善 次

名 称	開設者氏名	所 在 地	指 定 年 月 日
かさい整形外科	葛 西 千 秋	彦根市中央町 3 - 56	平成 16. 11. 1
田中クリニック	田 中 俊 郎	彦根市開出今町 1516 - 18	平成 16. 11. 1
医療法人コス小児科	医 療 法 人 コ ス 小 児 科	草津市野村 8 - 3 - 10	平成 16. 10. 1
おうみクリニック	坂 井 伸 好	草津市新浜町 85 - 19	平成 16. 12. 1
にし内科クリニック	西 高 弘	草津市下笠町 76 - 5	平成 16. 11. 12
深野内科医院	深 野 美 也	湖南市平松北 2 - 53	平成 16. 10. 1
おおはらクリニック	塚 本 隆 弘	坂田郡山東町市場 411	平成 16. 11. 22
ののむら眼科	野々村 章 栄	大津市大將軍 1 - 13 - 12	平成 16. 2. 7
甲賀市立信楽訪問看護ステーション	甲 賀 市	甲賀市信楽町長野 473	平成 16. 10. 1
湖南市訪問看護ステーション	湖 南 市	湖南市石部東 5 - 3 - 1	平成 16. 10. 1
有限会社いづつ薬局	有 限 会 社 い づ つ 薬 局	近江八幡市鷹飼町南 3 - 4 - 1	平成 16. 10. 1
あすなる薬局	田 中 覚	草津市下笠町 76 - 6	平成 16. 11. 1
サン調剤薬局	西 川 誠	守山市吉身 2 - 6 - 23	平成 16. 11. 1
城山薬局	有限会社城山薬局	甲賀市信楽町長野 623 - 3	平成 16. 10. 2

滋賀県告示第 747 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 49 条の規定に基づき医療扶助のための医療担当機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県知事 國 松 善 次

名 称	開設者氏名	所 在 地	廃 止 年 月 日
コス小児科	笠 井 康 史	草津市野村 8 - 3 - 10	平成 16. 9. 30
医療法人友仁会栗東クリニック	医療法人友仁会	栗東市縷 2 - 2 - 34 - 103	平成 16. 11. 20

信 楽 町 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	信 楽 町	甲賀郡信楽町長野 473	平成 16. 9. 30
い づ つ 薬 局	磯 矢 敬 一	近江八幡市鷹飼町南 3 - 4 - 1	平成 16. 9. 30
十 字 屋 調 剤 薬 局	石 田 博 彦	湖南市石部中央 2 - 1 - 8	平成 16. 10. 31

滋賀県告示 第 748 号

生活保護法 (昭和 25 年法律 第 144 号) 第 49 条の規定に基づき医療扶助のための医療担当機関として指定したもののうち、次のものから開設者氏名変更の届出があった。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県知事 國 松 善 次

名 称	旧開設者氏名	新開設者氏名	所 在 地	変更年月日
公立甲賀病院	甲賀郡国民健康保険病院組合	公立甲賀病院組合	甲賀市水口町鹿深 3 - 39	平成 16. 10. 1
公立甲賀病院訪問看護ステーション	甲賀郡国民健康保険病院組合	公立甲賀病院組合	甲賀市水口町鹿深 3 - 39	平成 16. 10. 1

滋賀県告示 第 749 号

生活保護法 (昭和 25 年法律 第 144 号) 第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法による介護扶助のための居宅介護担当機関として、次のものを指定した。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県知事 國 松 善 次

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	名 称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
甲賀市立水口市民病院	甲賀市水口町貴生川 293	甲賀市	甲賀市水口町水口 6053	訪問看護	平成 16. 10. 1
甲賀市立水口市民病院	甲賀市水口町貴生川 293	甲賀市	甲賀市水口町水口 6053	訪問リハビリテーション	平成 16. 10. 1
甲賀市立水口市民病院	甲賀市水口町貴生川 293	甲賀市	甲賀市水口町水口 6053	居宅療養管理指導	平成 16. 10. 1
甲賀市立水口市民病院	甲賀市水口町貴生川 293	甲賀市	甲賀市水口町水口 6053	短期入所療養介護	平成 16. 10. 1
甲賀市社協ヘルパーステーションみなくち	甲賀市水口町水口 5609	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会	甲賀市水口町水口 5609	訪問介護	平成 16. 10. 1
甲賀市社協湯ステーションみなくち	甲賀市水口町水口 5609	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会	甲賀市水口町水口 5609	訪問入浴介護	平成 16. 10. 1
碧水荘デイサービスセンター	甲賀市水口町北内貴 307	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会	甲賀市水口町水口 5609	通所介護	平成 16. 10. 1
甲賀市水口訪問看護ステーション	甲賀市水口町水口 5607	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会	甲賀市水口町水口 5609	訪問看護	平成 16. 10. 1

甲賀市社協ヘルパーステーションこうか	甲賀市甲賀町大原中 886	社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会	甲賀市水口町水口 5609	訪問介護	平成 16. 10. 1
甲賀市社協湯ステーションこうか	甲賀市甲賀町大原中 886	社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会	甲賀市水口町水口 5609	訪問入浴介護	平成 16. 10. 1
デイサービスセンターすこやか荘	甲賀市甲賀町大原中 355	社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会	甲賀市水口町水口 5609	通所介護	平成 16. 10. 1
甲賀市社協ヘルパーステーションこうなん	甲賀市甲南町野田 810	社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会	甲賀市水口町水口 5609	訪問介護	平成 16. 10. 1
甲賀市社協ヘルパーステーションしがらき	甲賀市信楽町江田 733 - 1	社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会	甲賀市水口町水口 5609	訪問介護	平成 16. 10. 1
甲賀市社協湯ステーションしがらき	甲賀市信楽町江田 733 - 1	社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会	甲賀市水口町水口 5609	訪問入浴介護	平成 16. 10. 1
甲賀市立信楽訪問看護ステーション	甲賀市信楽町長野 473	甲賀市	甲賀市水口町水口 6053	訪問看護	平成 16. 10. 1
湖南市訪問看護ステーション	湖南市石部東五丁目 3 - 1	湖南市	湖南市中央一丁目 1	訪問看護	平成 16. 10. 1
社会福祉法人湖南市社会福祉協議会ホームヘルプセンター	湖南市中央一丁目 1	社会福祉法人 湖南市社会福祉協議会	湖南市中央一丁目 1	訪問介護	平成 16. 10. 1

滋賀県告示 第 750 号

生活保護法 (昭和 25 年法律 第 144 号) 第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法による介護扶助のための居宅介護担当機関として指定したもののうち、次のものから事業所等の名称変更の届出があった。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県知事 國 松 善 次

指定に係る事業所等の旧名称	指定に係る事業所等の新名称	指定に係る事業所等の所在地	旧名称	新名称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変更年月日
公立甲賀病院	公立甲賀病院組合居宅サービス事業所	甲賀市水口町鹿深 3 - 39	甲賀郡国民健康保険病院組合	公立甲賀病院組合	甲賀市水口町鹿深 3 - 39	居宅療養管理指導	平成 16. 10. 1
甲賀郡国民健康保険病院組合居宅サービス事業所	公立甲賀病院組合居宅サービス事業所	甲賀市水口町鹿深 3 - 39	甲賀郡国民健康保険病院組合	公立甲賀病院組合	甲賀市水口町鹿深 3 - 39	福祉用具貸与	平成 16. 10. 1

滋賀県告示 第 751 号

生活保護法 (昭和 25 年法律 第 144 号) 第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法による介護扶助のための居宅介護

担当機関として指定したもののうち、次のものから名称変更の届出があった。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県知事 國 松 善 次

指 定 に 係 る 事 業 所 等 の 名 称	指 定 に 係 る 事 業 所 等 の 所 在 地	旧 名 称	新 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	変 更 年 月 日
公立甲賀病院	甲賀市水口町鹿深 3 - 39	甲賀郡国民健康保険病院組合	公立甲賀病院組合	甲賀市水口町鹿深 3 - 39	短期入所療養介護	平成 16. 10. 1
公立甲賀病院訪問看護ステーション	甲賀市水口町鹿深 3 - 39	甲賀郡国民健康保険病院組合	公立甲賀病院組合	甲賀市水口町鹿深 3 - 39	訪問看護	平成 16. 10. 1

滋賀県告示 第 752 号

生活保護法 (昭和 25 年法律 第 144 号) 第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法による介護扶助のための居宅介護担当機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県知事 國 松 善 次

指 定 に 係 る 事 業 所 等 の 名 称	指 定 に 係 る 事 業 所 等 の 所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
水口町国民健康保険水口市民病院	甲賀郡水口町貴生川 293	水口町	甲賀郡水口町水口 6053	訪問看護	平成 16. 9. 30
水口町国民健康保険水口市民病院	甲賀郡水口町貴生川 293	水口町	甲賀郡水口町水口 6053	訪問リハビリテーション	平成 16. 9. 30
水口町国民健康保険水口市民病院	甲賀郡水口町貴生川 293	水口町	甲賀郡水口町水口 6053	居宅療養管理指導	平成 16. 9. 30
水口町国民健康保険水口市民病院	甲賀郡水口町貴生川 293	水口町	甲賀郡水口町水口 6053	短期入所療養介護	平成 16. 9. 30
社会福祉法人水口町社会福祉協議会訪問介護事業所	甲賀郡水口町水口 5609	社会福祉法人水口町社会福祉協議会	甲賀郡水口町水口 5609	訪問介護	平成 16. 9. 30
社会福祉法人水口町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	甲賀郡水口町水口 5609	社会福祉法人水口町社会福祉協議会	甲賀郡水口町水口 5609	訪問入浴介護	平成 16. 9. 30
水口町立碧水荘デイサービスセンター	甲賀郡水口町北内貴 307	社会福祉法人水口町社会福祉協議会	甲賀郡水口町水口 5609	通所介護	平成 16. 9. 30
水口町立訪問看護ステーション	甲賀郡水口町水口 5607	社会福祉法人水口町社会福祉協議会	甲賀郡水口町水口 5609	訪問看護	平成 16. 9. 30
甲賀町社会福祉協議会訪問介護事業所	甲賀郡甲賀町大久保 507 - 2	社会福祉法人甲賀町社会福祉協議会	甲賀郡甲賀町大久保 507 - 2	訪問介護	平成 16. 9. 30
甲賀町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	甲賀郡甲賀町大久保 507 - 2	社会福祉法人甲賀町社会福祉協議会	甲賀郡甲賀町大久保 507 - 2	訪問入浴介護	平成 16. 9. 30

デイサービスセンターすこやか荘	甲賀郡甲賀町大原中 355	社会福祉法人甲賀町社会福祉協議会	甲賀郡甲賀町大久保 507 - 2	通所介護	平成 16. 9. 30
甲南町社会福祉協議会訪問介護事業所	甲賀郡甲南町野田 810	社会福祉法人甲南町社会福祉協議会	甲賀郡甲南町野田 810	訪問介護	平成 16. 9. 30
甲南町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	甲賀郡甲南町野田 810	社会福祉法人甲南町社会福祉協議会	甲賀郡甲南町野田 810	訪問入浴介護	平成 16. 9. 30
社会福祉法人信楽町社会福祉協議会居宅介護事業所	甲賀郡信楽町江田 733 - 1	社会福祉法人信楽町社会福祉協議会	甲賀郡信楽町江田 733 - 1	訪問介護	平成 16. 9. 30
社会福祉法人信楽町社会福祉協議会居宅介護事業所	甲賀郡信楽町江田 733 - 1	社会福祉法人信楽町社会福祉協議会	甲賀郡信楽町江田 733 - 1	訪問入浴介護	平成 16. 9. 30
信楽町訪問看護ステーション	甲賀郡信楽町長野 473	信楽町	甲賀郡信楽町長野 1203	訪問看護	平成 16. 9. 30
石部町訪問看護ステーション	甲賀郡石部町石部東五丁目 3 - 1	石部町	甲賀郡石部町石部中央一丁目 1 - 1	訪問看護	平成 16. 9. 30
社会福祉法人甲西町社会福祉協議会ホームヘルプセンター	甲賀郡甲西町中央一丁目 1	社会福祉法人甲西町社会福祉協議会	甲賀郡甲西町中央一丁目 1	訪問介護	平成 16. 9. 30

滋賀県告示 第 753 号

生活保護法 (昭和 25 年法律 第 144 号) 第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成担当機関として、次のものを指定した。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県知事 國 松 善 次

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	名 称	主たる事務所の所在地	指定年月日
甲賀市立水口市民病院居宅介護支援事業所	甲賀市水口町貴生川 293	甲賀市	甲賀市水口町水口6053	平成 16. 10. 1
甲賀市社協ケアプランセンターぬくもり	甲賀市水口町水口5607	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会	甲賀市水口町水口5609	平成 16. 10. 1
甲賀市社協ケアプランセンターこうか	甲賀市甲賀町大原中 886	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会	甲賀市水口町水口5609	平成 16. 10. 1
甲賀市社協ケアプランセンターこうなん	甲賀市甲南町野田 810	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会	甲賀市水口町水口5609	平成 16. 10. 1
甲賀市社協ケアプランセンターしがらき	甲賀市信楽町江田 733 - 1	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会	甲賀市水口町水口5609	平成 16. 10. 1
湖南市居宅介護支援事業所	湖南市中央一丁目 1	湖南市	湖南市中央一丁目 1	平成 16. 10. 1

社会福祉法人湖南省市 社会福祉協議会居宅 介護支援センター	湖南省中央一丁目 1	社会福祉法人湖南省市 社会福祉協議会	湖南省中央一丁目 1	平成 16. 10. 1
-------------------------------------	------------	-----------------------	------------	--------------

滋賀県告示 第 754 号

生活保護法 (昭和 25 年 法律 第 144 号) 第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成担当機関として指定したもののうち、次のものから事業所等の名称変更の届出があった。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県知事 國 松 善 次

指定に係る 事業所等の 旧 名 称	指定に係る 事業所等の 新 名 称	指定に係る 事業所等の 所 在 地	旧 名 称	新 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	変更年月日
甲賀郡国民健康 保険病院組 合居宅介護支 援事業所	公立甲賀病院 組合居宅介護 支援事業所	甲賀市水口町 鹿深 3 - 39	甲賀郡国民健康 保険病院組 合	公立甲賀病院 組合	甲賀市水口町 鹿深 3 - 39	平成 16. 10. 1

滋賀県告示 第 755 号

生活保護法 (昭和 25 年 法律 第 144 号) 第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成担当機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県知事 國 松 善 次

指定に係る事業所 等 の 名 称	指定に係る事業所 等 の 所 在 地	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	廃止年月日
水口町国民健康保険 水口市民病院居宅介 護支援事業所	甲賀郡水口町貴生川 293	水口町	甲賀郡水口町水口6053	平成 16. 9. 30
水口町立ケアプラン センター「ぬくもり」	甲賀郡水口町水口5607	社会福祉法人水口町 社会福祉協議会	甲賀郡水口町水口5609	平成 16. 9. 30
土山町居宅介護支援 事業所	甲賀郡土山町北土山 1715	土山町	甲賀郡土山町北土山 1715	平成 16. 9. 30
甲賀町社会福祉協議 会居宅介護支援事業 所	甲賀郡甲賀町大久保 507 - 2	社会福祉法人甲賀町 社会福祉協議会	甲賀郡甲賀町大久保 507 - 2	平成 16. 9. 30
社会福祉法人信楽町 社会福祉協議会居宅 介護支援事業所	甲賀郡信楽町江田 733 - 1	社会福祉法人信楽町 社会福祉協議会	甲賀郡信楽町江田 733 - 1	平成 16. 9. 30
信楽町居宅介護支援 センター	甲賀郡信楽町長野 473	信楽町	甲賀郡信楽町長野1203	平成 16. 9. 30
石部町居宅介護支援 事業所	甲賀郡石部町石部中央 一丁目 1 - 3	石部町	甲賀郡石部町石部中央 一丁目 1 - 3	平成 16. 9. 30
甲西町居宅介護支援 事業所	甲賀郡甲西町中央一丁 目 1	甲西町	甲賀郡甲西町中央一丁 目 1	平成 16. 9. 30
社会福祉法人甲西町 社会福祉協議会居宅 介護支援事業所	甲賀郡甲西町中央一丁 目 1	社会福祉法人甲西町 社会福祉協議会	甲賀郡甲西町中央一丁 目 1	平成 16. 9. 30

滋賀県告示 第 756 号

生活保護法 (昭和 25 年法律 第 144 号) 第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法による介護扶助のための施設介護担当機関として、次のものを指定した。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県知事 國 松 善 次

名 称	所 在 地	施 設 の 種 類	指 定 年 月 日
甲賀市立水口市民病院	甲賀市水口町貴生川 293	介護療養型医療施設	平成 16. 10. 1

滋賀県告示 第 757 号

生活保護法 (昭和 25 年法律 第 144 号) 第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法による介護扶助のための施設介護担当機関として指定したもののうち、次のものから名称変更の届出があった。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県知事 國 松 善 次

指 定 に 係 る 事 業 所 等 の 名 称	指 定 に 係 る 事 業 所 等 の 所 在 地	旧 名 称	新 名 称	主たる事務所の所在地	施 設 の 種 類	変 更 年 月 日
公立甲賀病院	甲賀市水口町鹿深 3 - 39	甲賀郡国民健康保険病院組合	公立甲賀病院組合	甲賀市水口町鹿深 3 - 39	介護療養型医療施設	平成 16. 10. 1

滋賀県告示 第 758 号

生活保護法 (昭和 25 年法律 第 144 号) 第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法による介護扶助のための施設介護担当機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県知事 國 松 善 次

名 称	所 在 地	施 設 の 種 類	廃 止 年 月 日
水口町国民健康保険水口市民病院	甲賀郡水口町貴生川 293	介護療養型医療施設	平成 16. 9. 30

滋賀県告示 第 759 号

道路法 (昭和 27 年法律 第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成 16 年 12 月 24 日から平成 17 年 1 月 13 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県知事 國 松 善 次

道路の種類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変 更 の 前 後 の 別	敷地の幅員	延 長	備 考
県道	大津能登川長浜	草津市笠山八丁目字新池 96 番 1 地先から	変更後	最小 27.5 m 最大 67.0 m	862.5 m	道路改良工事 (バイパス) の完了に伴う道路区域の変更

線	草津市野路町字アイヅリ谷 1922 番 524 地先まで	変更前	最小 22.0 m 、 最大 22.0 m	862.5 m
---	------------------------------	-----	-----------------------------------	---------

滋賀県告示 第 760 号

道路法 (昭和 27 年法律 第 180 号) 第 18 条 第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成 16 年 12 月 24 日から平成 17 年 1 月 13 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県知事 國 松 善 次

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
県道大津能登川長浜線	草津市笠山八丁目字新池 96 番 1 地先から 草津市野路町字アイヅリ谷 1922 番 524 地先まで	平成 16. 12. 24 午前 11 時	L = 862.5 m

滋賀県告示 第 761 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) 第 4 条の規定に基づき、平成 16 年度における滋賀県特定調達契約の (仮称) 滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター精密機器移設業務委託に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 申請できる営業種目 理化学・計測機器類の移設
- 2 申請書類および配布開始時期
 - (1) 申請書類
 - ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 営業概要表
 - ウ 法人にあっては、登記簿謄本 (発行後 3 月以内のものに限る。) またはその写し
 - エ 営業経歴書
 - オ 都道府県税および消費税に未納がないことを証する納税証明書 (発行後 1 月以内のものに限る。) またはその写し
 - カ 財務諸表
 - キ 使用印鑑届
 - ク 誓約書
 - ケ 営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあっては、その委任状
 - (2) 配布開始時期 平成 16 年 12 月 24 日 (金)
- 3 申請書類の受付期間 平成 16 年 12 月 24 日 (金) から平成 17 年 1 月 26 日 (水) まで (土曜日、日曜日、祝日および平成 16 年 12 月 29 日から平成 17 年 1 月 3 日までの日を除く。) の 9 時から 16 時までとする。ただし、申請者が他の時期に申請を希望する場合は、この限りでない。
- 4 申請書類の配布・受付場所 滋賀県琵琶湖環境部 (仮称) 滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター開設準備室 (県庁本館 4 階) 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1 TEL 077 - 528 - 3406
- 5 申請書類に使用する言語 日本語
- 6 入札に参加することができない者 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に規定する者に該当する者
- 7 入札に参加しようとする者に必要な資格の審査 入札に参加しようとする者に必要な資格の審査は、次に掲げる

事項について行うものとする。

- (1) 年間売上等実績高
 - (2) 自己資本額
 - (3) 従業員数
 - (4) 経営比率
 - (5) 営業年数
- 8 資格審査の結果通知等 申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者にあつては、競争入札参加資格者名簿に登録する。
- 9 資格の有効期間 資格を有すると認めた日から当該資格を有すると認めた日が属する年度の翌年度の 3 月 31 日までの間とする。

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があつたので公告する。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (株)丸善守山駅前店 守山市梅田町字八ノ坪 28 - 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬 535 代表取締役 久木康裕
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬 535 代表取締役 久木康裕ほか 1 者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成 17 年 8 月 4 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,711 平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 89 台
- 7 駐輪場の収容台数 50 台
- 8 荷さばき施設の面積 83.2 平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 36.36 立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (1) 開店時刻 午前 9 時 30 分
 - (2) 閉店時刻 午後 10 時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 9 時から午後 10 時 30 分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 2 箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 7 時から午後 6 時まで
- 14 届出年月日 平成 16 年 12 月 3 日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県政策調整部広報課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県商工観光労働部中小企業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県湖南地域振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目 14 - 75
財団法人滋賀県産業支援プラザ 大津市打出浜 2 - 1 コラボしが 21
守山市商工観光課 守山市吉身二丁目 5 - 22
 - (2) 縦覧期間 平成 16 年 12 月 24 日から平成 17 年 4 月 24 日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成 17 年 4 月 24 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業振興課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県知事 國 松 善 次

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
東浅井郡虎姫町宮部 1044 木村昌義	東浅井郡虎姫町宮部字大場 3029 - 2、3031 の一部	113.68 m ²	平成 16. 12. 15	006193

一般競争入札の公告

平成 16 年度における (仮称) 滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター精密機器移設業務委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。) 第 167 条の 6 の規定により公告する。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 (仮称) 滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター精密機器移設業務 一式
- (2) 委託業務の内容等 入札説明書別冊仕様書による。
- (3) 委託期間 契約締結の日から平成 17 年 6 月 20 日 (月) まで
- (4) 納入場所 入札説明書別冊仕様書で示す場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県物品関係指名等停止基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止または指名保留の措置期間中でないこと。
- (3) 入札参加者に必要な資格等 (平成 16 年滋賀県告示第 761 号) に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、3 (1) に示す場所において資格審査の申請を行うこと。
- (4) 理化学・計測機器類 (試験研究機器、計測表示機器) の取扱業者で、かつ、過去に国または地方公共団体の試験研究機関に係る移設業務について、当該契約と種類をほぼ同じくし、規模が同等以上の契約を行い、誠実に履行した実績を有するものであること。
- (5) この公告に示した業務が履行できる者であること。

3 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 滋賀県琵琶湖環境部 (仮称) 滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター開設準備室 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1 TEL 077 - 528 - 3406
- (2) 契約条項を示す期間 平成 16 年 12 月 24 日 (金) から平成 17 年 2 月 2 日 (水) まで (土曜日、日曜日、祝日および平成 16 年 12 月 29 日から平成 17 年 1 月 3 日までの日を除く。) の 9 時から 16 時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、3 (1) に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会の日時および場所 平成 17 年 1 月 7 日 (金) 10 時 滋賀県琵琶湖研究所 2 階会議室
- (5) 入札書の受領期限 平成 17 年 2 月 2 日 (水) 16 時

(6) 開札の日時および場所 平成 17 年 2 月 3 日 (木) 10 時 滋賀県大津合同庁舎 5 階入札室

4 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則 (昭和 51 年 滋賀県規則 第 56 号) および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則 (平成 7 年 滋賀県規則 第 92 号) の規定によるものとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者 (以下「入札参加者」という。) は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

5 保証金 入札保証金および契約保証金については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則の規定による。

6 契約書の作成の要否 要

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則 第 199 条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

8 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

9 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

10 その他必要事項

(1) 入札参加者に要求される事項

ア 入札参加者は、封印した入札書を 3 (5) に示す受領期限までに提出すること。

イ 入札参加者は、2 (4) に掲げる資格を有することを証する書類を、3 (1) に示す場所に平成 17 年 1 月 26 日 (木) までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。なお、提出書類に係る滋賀県による審査の結果によっては、入札に参加できないことがある。

(2) 落札者は、落札決定の日以後 7 日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(3) 当該調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Move of Fixtures, 1 set

(2) Deadline for tender : 16 : 00, 2 February 2005

(3) For further information, contact : Shiga Prefectural Lake Biwa Environmental Science Research Center Establishment Office (tentative name), Department of Lake Biwa and the Environment, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520 - 8577 Japan TEL 077 - 528 - 3406

地 域 振 興 局 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 16 年 12 月 24 日

滋賀県湖北地域振興局長 三 嶋 一 博

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
坂田郡近江町大字岩脇 1150 - 2 坂井康幸	坂田郡近江町大字岩脇字耳ナシ 682 - 3、682 - 4	482.46 m ²	平成 16. 12. 9	000267